

## 宇治市部活動地域移行検討委員会の会議の公開に関する要項

### (趣旨)

第1条 この要項は、宇治市部活動地域移行検討委員会（以下「検討委員会」という。）の会議の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (開催会議の事前公表)

第2条 委員会は会議を開催するにあたり、当該会議の開催日の1週間前までに、会議の概要を記載した書面を行政資料コーナーに備えるとともに、市のホームページに掲載するものとする。ただし、緊急に会議を開催する必要があると認められる場合は、この限りでない。

### (会議の公開)

第3条 会議の公開は、傍聴を認めることにより行うものとする。

### (会議の非公開)

第4条 委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、非公開とする理由を明らかにした上で、委員の過半数の賛同を得て、非公開とすることができる。

(1) 宇治市情報公開条例（平成17年宇治市条例第4号）第6条各号の規定に該当する情報（以下「非公開情報」という。）に関し、協議等をする場合

(2) 会議を公開することにより、公正、円滑な協議等が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められる場合

2 会議の協議事項に公開する事項と非公開とする事項がある場合において、協議を分割して行うことができると認められるときは、非公開の事項に係る部分を除いて会議を公開するものとする。

### (傍聴席の区分)

第5条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

### (傍聴人の定員)

第6条 一般席の定員は、会場のスペースにより5名から20名程度とし、先着順とする。

### (傍聴の手続)

第7条 会議を傍聴しようとする者は、会議開催予定時刻の10分前までに、会議場の傍聴人受付において、氏名を傍聴受付票に記入し、事務局の指示に従い入場しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 鈍器その他の危険なものを携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (3) 笛、ラッパ、太鼓、その他の楽器の類を携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイクの類を携帯している者
- (5) 酒気を帯びていると認められる者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすと認められるものを携帯している者

(傍聴人の守るべき事項)

第9条 傍聴人は、傍聴席において、次の各号に事項を守らなければならない。

- (1) 会議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑又は騒ぎ立てる等、会議を妨害しないこと。
- (3) はち巻、腕章の類をする等、示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 委員長の許可なく、会議場において撮影、録音その他これに類する行為をしないこと。
- (6) 携帯電話等は電源を切るか、マナーモードに設定すること。
- (7) その他会議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(委員長の指示)

第10条 傍聴人は、全て委員長の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第11条 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第12条 傍聴人がこの要項に違反するときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(会議資料の提供)

第13条 委員会は、会議資料（非公開情報が記録されている部分を除く。）を会議の当日までに行政資料コーナーに備えるとともに、傍聴者に提供するものとする。

(会議録の公開)

第14条 委員会は、公開した会議の会議録を作成し、その写しを行政資料コーナーに備え、一般の閲覧に供するものとする。

(その他必要な事項)

第15条 この要項に定めるもののほか、会議の公開に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要項は、令和6年7月25日から施行する。